

青森県農業改良資金事務処理要領

平成22年9月30日青団経第322号青森県農林水産部長通知
最終改正：平成24年3月23日青団経第589号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、農業改良資金通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により知事が行う貸付資格の認定に係る事務手続き並びに青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成22年9月青森県規則第47号）による廃止前の青森県農業改良資金貸付規則（昭和31年10月青森県規則第70号。以下「旧規則」という。）及び農業改良資金青森県貸付金貸付等要綱の廃止について（平成22年9月30日付け青団経第321号青森県農林水産部長通知）による廃止前の農業改良資金青森県貸付金貸付等要綱（平成14年12月24日付け青団経第925号青森県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）の定めるところにより県が貸し付けた農業改良資金の償還手続き及び債権管理に係る事務手続きについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 借受者 県及び融資機関から農業改良資金の貸付けを受けた農業者又は農業者の組織する団体（以下「農業者等」という。）をいう。
- 融資機関 転貸により農業者等に農業改良資金を貸し付けた金融機関をいう。
- 窓口機関 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）第4の1に定める窓口機関をいう。
- 県貸付金 農業改良資金の貸付けに必要な資金として県が融資機関に貸し付けた資金をいう。
- 直貸 県が直接農業者等に農業改良資金を貸し付けることをいう。
- 転貸 県貸付金の貸付けを受けた融資機関が農業者等に農業改良資金を貸し付けることをいう。

第2章 貸付資格の認定事務手続き

(貸付資格の認定申請及び提出書類)

第3条 法第6条第1項の規定による貸付資格の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、次に掲げる提出書類（以下「申請書等」という。）を窓口機関へ提出するものとする。

認定申請者	提出書類	様式	提出部数
農業者及びその組織する団体（ただし、下欄に該当するものを除く。）	農業改良資金貸付資格認定申請書	農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）様式1	1部
	[添付書類] 農業経営改善関係資金（前向き制度資金） 借入申込希望書（長期資金）（以下「借入申込希望書」という。）	資金基本要綱別紙1	
	経営改善資金計画書	資金基本要綱別紙2の(1)又は(2) ただし、資金基本要綱第3の1の(1)なお書きに該当する場合は、上記に代えて、別紙2の(3)又は(4)を使用することができる。	
基本要綱第3の1の(1)の力に定める貸付対象者であって、農業を営む任意団体以外のもの（以下「作業受託組織等」という。）	農業改良資金貸付資格認定申請書（作業受託組織等用）	基本要綱様式2	1部
	[添付書類] 契約書等の写し（作業受託に係る事業の場合）	任意	
	機械の管理規程等（機械の共同利用の場合） 借入れ申込みに係る書類	任意 基本要綱第3の6の(2)に基づき株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定める様式	
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う同条第一項の認定を受けた中小企業者（当	農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用） [添付書類] 認定農商工等連携事業計画	基本要綱様式6 農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）	1部

<p>該中小企業者が団体である場合におけるその直接又は間接の構成員が当該措置を行う場合を含む。以下「認定中小企業者」という。）</p>	<p>借入れ申込みに係る書類</p>	<p>基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定める様式</p>	
<p>米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う同法第8条第1項の規定により読み替えて適用する法第3条第1項第1号の認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）</p>	<p>農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用） 【添付書類】 認定生産製造連携事業計画 借入れ申込みに係る書類</p>	<p>基本要綱様式6 米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。） 基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定める様式</p>	<p>1部</p>
<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成22年法律第67号）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。以下「促進事業者」という。）</p>	<p>農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用） 【添付書類】 認定総合化事業計画 借入れ申込みに係る書類</p>	<p>基本要綱様式6 六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。） 基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定める様式</p>	<p>1部</p>

2 基本要綱第10の1の(2)の特例措置を受けようとする認定申請者は、申請書等に、基本要綱第10の1の(1)のア又はイに該当することを証する書類を添付するものとする。

なお、当該書類の様式については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る農林漁業者等向け制度資金の特例措置について（平成23年5月2日付け23経営

第275号、23林政企第19号、23水推第114号農林水産省経営局人材育成課長、金融調整課長、林野庁林政部企画課長、水産庁漁政部水産経営課長、増殖推進部研究指導課長通知)」別紙様式第1号又は第2号とする。ただし、市町村長が発行する罹災証明等により同等の内容が確認できる場合にあっては、この限りでない。

(貸付資格認定申請書等の送付)

第4条 窓口機関は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、基本要綱様式4により、認定申請者の住所地を所管区域とする地域県民局長へ送付するものとする。

(貸付資格の認定の審査)

第5条 地域県民局長は、前条の規定により申請書等の送付を受けたときは、速やかに、別記に定める認定基準に照らして認定審査を実施するものとする。

(貸付資格の認定の審査結果通知)

第6条 地域県民局長は、申請書等の受付から原則として2週間以内に、第1号様式に第2号様式を添付して窓口機関に対し、又は、第3号様式により知事に対し、農業改良資金の貸付資格の認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に通知することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

2 窓口機関は、前項の規定により受け取った第2号様式を、認定申請者に送付するものとする。

(貸付資格の認定実績の報告)

第7条 知事は、前条第1項の通知による貸付資格の認定件数等を基に、農業改良資金制度の運用について(平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知)様式第1号により、毎年度の貸付資格の認定実績を当該年度の翌年度の5月末日までに東北農政局長に報告するものとする。

第3章 農業改良資金の償還手続き及び債権管理

第1節 転貸の場合

(一時償還)

第8条 融資機関は、借受者が農業改良資金借用証書(旧要綱参考様式第2号)特約条項第1条各号に該当する場合は、当該借受者に対し、農業改良資金の全部又は一部につき、一時償還の請求を農業改良資金一時償還請求通知書(参考様式第1号)により行うものとする。

2 融資機関は、前項の規定による一時償還請求をしようとするときは、あらかじめ地域県民局長へその旨を通知するものとする。

3 地域県民局長は、前項の規定により通知があったときは、知事へその旨を報告するものとする。

4 融資機関は、一時償還により償還金を受領したときは、速やかに知事に県貸付金の繰上償還を

行うものとする。

(繰上償還)

- 第9条** 融資機関は、借受者が約定償還期限前に自己の都合により農業改良資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、農業改良資金繰上償還届（旧要綱参考様式第5号）1部を融資機関へ提出させるものとする。
- 2 融資機関は、前項の農業改良資金繰上償還届を受理したときは、借受者からの繰上償還金の収納手続きをとるとともに、農業改良資金県貸付金繰上償還届（旧要綱第7号様式）1部を地域県民局長を経由して知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、前項の農業改良資金県貸付金繰上償還届に基づき、直ちに納入通知書を発行し、融資機関へ送付するものとする。
- 4 融資機関は、前項の規定による納入通知書により県貸付金の繰上償還金を納入するものとする。

(償還金の収納手続等)

- 第10条** 融資機関は、借受者の約定日までにそれぞれの機関で定める方法により償還金を収納するものとする。
- 2 融資機関は、知事が発行する納入通知書により県貸付金の償還金を県に納入するものとする。

(支払猶予の事務処理)

- 第11条** 融資機関は、旧要綱第5の14の規定による農業改良資金支払猶予申請書（旧要綱参考様式第6号）を受理したときは、速やかに地域県民局長へ農業改良資金県貸付金支払猶予申請書（旧要綱第8号様式）を提出するものとする。
- 2 地域県民局長は、前項の規定により提出のあった農業改良資金県貸付金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、融資機関へ農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（旧要綱第9号様式）により通知するとともに、知事にその写しを送付するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により通知を受けたときは、当該借受者に対し農業改良資金支払猶予決定通知書（旧要綱参考様式第7号）により通知するものとする。
- 4 地域県民局長は、第1項の規定により提出のあった農業改良資金県貸付金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予をしない旨の決定をしたときは、融資機関にその旨を通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定をしたときも、第14条第1項の違約金を徴収するものとする。

(借用証書変更証書の提出)

- 第12条** 借受者は、第9条の規定による繰上償還をしたとき、又は前条の規定による支払猶予の決定通知を受けたときは、直ちに農業改良資金借用証書変更証書（参考様式第2号）を融資機関へ提出するものとする。
- 2 前項の規定により農業改良資金借用証書変更証書の提出を受けた融資機関は、農業改良資金県貸付金借用証書変更証書（第5号様式）を知事へ提出するものとする。

(督促等)

第13条 融資機関は、借受者が償還期限までに償還しないときは、当該借受者に督促を行うものとする。

(違約金)

第14条 融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。なお、違約金額の計算式は次式によるものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{違約金額} = \frac{\text{延滞金額} \times \text{延滞日数} \times 12.25\%}{365}$$

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合は、この限りではない。
- 3 知事は、融資機関が、支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。ただし、借受者による農業改良資金の償還が支払期日までに行われなかった場合には、融資機関が償還すべき支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

(借用証書の返戻)

第15条 知事は、融資機関の県貸付金の償還（違約金の支払を含む。）が完了したときは、農業改良資金県貸付金借用証書を融資機関に返戻するものとする。

第2節 直貸の場合

(一時償還)

- 第16条 地域県民局長は、借受者が農業改良資金借用証書（旧規則第4号様式）特約条項第1条各号に該当する場合は、当該借受者に対し、農業改良資金の全部又は一部につき、一時償還の請求を農業改良資金一時償還請求通知書（第6号様式。以下「一時償還通知書」という。）により、農業協同組合（以下「農協」という。）を經由して行うものとする。
- 2 地域県民局長は、前項の規定による一時償還の請求をしたときは、直ちに一時償還通知書の写しを知事に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により一時償還通知書の写しの送付を受けたときは、直ちに納入通知書を発行し、農協を經由して、当該借受者に送付するものとする。

(繰上償還)

第17条 借受者は、約定償還期限前に自己の都合により農業改良資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、農業改良資金繰上償還届（第7号様式）1部を農協及び地域県民局長を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の農業改良資金繰上償還届に基づき、直ちに納入通知書を発行し、農協を経由して、借受者に送付するものとする。

(償還金の収納手続等)

第18条 農協は、借受者から県が発行する納入通知書により償還金を収納したときは、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第188条の規定により、領収証書を借受者に交付し、又は送付するものとする。

2 農協は、借受者から県が発行する納入通知書によらず償還金を現金で収納したときは、領収証書（財務規則第24号様式）を借受者に対し交付した上で、速やかに現金払込書（財務規則第26号様式（その2）手書き作成用）を作成するものとする。

3 償還金の収納に係る事務手続については前2項に定めるもののほか、財務規則の規定によるものとする。

4 第2項の規定により現金を収納したときは、速やかに当該償還金の借受者氏名、納入金額、納入日等について知事へ報告するものとする。

5 知事は、借受者からの償還金の収納を確認したとき（借受者が農協へ納入した場合を除く。）は、速やかに、当該償還金の借受者氏名、納入金額及び収納日について、当該貸付金の取扱農協に報告するものとする。

(支払猶予の事務処理)

第19条 地域県民局長は、旧規則第17条の規定による農業改良資金支払猶予申請書（旧規則第6号様式）を受理したときは、速やかにその内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、当該申請者に対し農業改良資金支払猶予決定通知書（旧規則第7号様式）により通知するとともに、知事及び農協にその写しを送付するものとする。

2 地域県民局長は、前項の農業改良資金支払猶予申請書の内容を審査し、猶予をしない旨の決定をしたときは、当該申請者、知事及び農協にその旨を通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払を猶予しない旨の決定をしたときも、第22条の違約金を徴収するものとする。

(借用証書変更証書の提出)

第20条 借受者は、第17条の規定により繰上償還したとき、又は前条の規定により支払猶予の決定通知を受けたときは、直ちに農業改良資金借用証書変更証書（第8号様式）を農協を経由して知事へ提出するものとする。

(督促等)

第21条 農協は、借受者が償還期限までに償還しないときは、当該借受者に督促を行うものとする。

る。

(違約金)

第22条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を徴収するものとする。なお、違約金額の計算は第14条第1項の規定によるものとする。

(借用証書の返戻)

第23条 知事は、借受者の農業改良資金の償還（違約金の支払を含む。）が完了したときは、農業改良資金借用証書を農協を経由して、借受者に返戻するものとする。

第3節 その他

(延滞状況の報告)

第24条 農協は、借受者が償還期限を過ぎてもなお償還しないものについて、四半期ごとにその状況を各四半期末の翌月の5日までに農業改良資金償還金延滞状況報告書（第4号様式）により知事へ報告するものとする。

附 則（平成22年9月30日青団経第322号）

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日青団経第565号）

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年1月17日青団経第475号）

この要領は、平成24年1月17日から施行する。

附 則（平成24年3月23日青団経第589号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。